新潟県条例第51号

新潟県立武道館条例

（設置）

第１条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づきスポーツの普及振興を図り、県民の心身の健全な発達と明朗な県民性の形成に寄与するため、新潟県立武道館（以下「武道館」という。）を上越市大字戸野目古新田に設置する。

（指定管理者による管理）

第２条　武道館の管理は、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

（指定管理者が行う業務）

第３条　指定管理者は、武道館の運営及び維持管理に関する業務を行うものとする。

（指定管理者の指定）

第４条　第２条の規定による指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

２　教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして最も適切な武道館の管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

(1) 武道館の運営において、住民の平等利用が確保されること。

(2) 武道館の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られること。

(3) 武道館の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

３　前２項の規定にかかわらず、教育委員会は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の規定に基づき選定された民間事業者を指定管理者として指定することができる。

（指定管理者の告示）

第５条　教育委員会は、指定管理者を指定し、又は指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

（委任）

第６条　この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附　則

この条例中第１条から第３条までの規定は教育委員会規則で定める日から、その他の規定は公布の日から施行する。